

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用 に供する木質バイオマスの証明に係る会員等認定実施要領

山形県森林組合連合会

制定 平成25年5月7日

改正 令和元年10月3日

改正 令和7年4月1日

第1 目的

本実施要領は、山形県森林組合連合会（以下「県森連」という。）が平成25年5月7日に制定した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」の2の（9）で規定する「会員等認定実施要領」の具体的事項について定めるものである。

第2 会員等認定実施要領に基づく認定の対象

林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「合法性ガイドライン」という。）に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明、林野庁が平成21年2月に公表した「間伐材チップの確認のためのガイドライン」（以下「間伐材ガイドライン」という。）に示されたコピー用紙の原料が間伐材由来であることの確認及び林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（令和6年4月改正）（以下「発電用ガイドライン」という。）に示された森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする森林組合等は、会員等認定実施要領に基づく認定を受けなければならない。

また、国内木質バイオマスに係るライフサイクルGHG算定に必要な情報（以下、「GHG関連情報」という。）の収集・管理・伝達を行う森林組合等については、会員等認定実施要領に基づくGHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けなければならない。

第3 合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員等認定申請書の提出

- 1 会員等認定実施要領に基づく会員の認定を受けようとする森林組合等は、別記1に定める「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員等認定申請書」を県森連へ提出しなければならない。
- 2 第4に掲げる審査により認定を受けた森林組合等（以下「認定会員」という。）は、下記に定める認定手数料または更新手数料を納めなければならない。認定の有効期間内に更新を行う場合は、残りの有効期間の月割額を控除した更新手数料を納めるものとする。

認定・更新手数料	森 林 組 合	無	料
	員外事業者	30,000円	（有効期間3年間の場合）

第4 審査及びその結果の通知

- 1 県森連は、会員等認定実施要領に基づく会員等認定のための審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員等認定申請書」の内容について、第5及び林野庁が公表した各ガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は、現地審査を実施する。
- 3 県森連は、審査結果を申請者に通知するものとする。

第5 合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員等の認定要件

認定会員は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

（分別管理）

- ① 合法性ガイドラインに基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが、互いに、かつそれ以外の木材・木材製品等（以下「その他の木材」という。）と混在しないよう、

分別して保管することが可能な場所を有していること。

- ② 入出荷、加工、保管の各段階において、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが、互いに、かつその他の木材と混在しないよう、分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③ 合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。

- ④ 関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。

(責任者の選任)

- ⑤ 本取組みの責任者が1名以上選任されていること。

(GHG関連情報の管理等)

- ⑥ 国内木質バイオマスのGHG関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG関連情報のある木質バイオマスの管理に必要な保管場所を有していること。また、責任者が選任されており、GHG関連情報の収集、管理、伝達に係る方法が定められていること。

第6 会員認定書の交付及び公表

- 1 県森連は、認定会員に対して、別記2に定める「会員認定書」を交付するとともに、認定会員として登録し、会員の名称、代表者名、所在地、認定番号（GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた認定会員については、その旨が判別できる番号とする。県森連では「山森連認第G〇〇号」とする。）、認定年月日をホームページにおいて公表するものとする。
- 2 会員認定書の有効期間は、認定（更新）の日から3年間以内とする。

第7 証明事項の記載

- 1 認定会員は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材

及び発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に会員認定番号及び合法木材あるいは間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスであることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。

GHG関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、以下ア～エに沿ってGHG関連情報を収集・管理・伝達する。

ア 原料等の入荷がある場合は、入荷時にGHG関連情報の有無を確認し、GHG関連情報がある場合は、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。

イ GHG関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分、輸送のトラック最大積載量、輸送距離等）に応じた分別管理等により、入荷から出荷までGHG関連情報を適切に管理する。

ウ 出荷する本材木質バイオマスに係るGHG関連情報を整理し、納入ごとに書面（電子媒体も可）により伝達する（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。

エ 入出荷及び在庫に係るGHG関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を5年間保存する。

2 別途証明書を作成する場合の様式は、別記3に定めるとおりとする。

第8 取扱実績報告及び公表

1 認定会員は、別記4に定める「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る木材・木製品等の取扱実績報告書」により、合法性ガイドラインに基づき証明された木材・木材製品及び間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱い等に係る前年度分の実績を毎年6月末までに、県森連へ報告するものとする。

2 県森連は、認定会員からの報告を取りまとめ、その概要をホームページにおいて公表する。

第9 立入検査

県森連は、必要に応じて、認定会員により証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを立入検査するものとし、認定会員は、県森連から検査を行う旨の通知を受けた場合は、必要な情報を提供するなど協力しなければならない。

第10 認定会員の取り消し

- 1 県森連は、認定会員が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、認定会員名をホームページにおいて公表するものとする。
 - ① 証明書の記載事項（GHG関連情報を含む。）に虚偽があったとき。
 - ② 認定会員から認定の取消申請があったとき。
 - ③ 本会が認定会員に是正を求めた事項が解消されない時、その他認定会員が認定の要件に適合しなくなったとき。
- 2 県森連は、認定を取り消したときは、別記5に定める「認定取消通知書」を当該認定会員に送付するものとする。

以上

附則 この実施要領は、令和7年4月1日から施行する。

【別記 1】 （会員等認定申請書の様式）

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用
に供する木質バイオマスの証明に係る会員等認定申請書

令和 年 月 日

山形県森林組合連合会 殿

（申請者）

申請者の所在地：

申請者の名称：

代表者の氏名： ⑩

貴連合会の認定を得て、合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員等認定実施要領」の第 3 に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

【GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受ける場合】

今回の申請には、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

- 1 創業年、従業員数：
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量：（別添：適宜参考資料を添付）
- 3 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況：（別添：配置図を添付）
- 4 分別管理及び書類管理の方針（GHG関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合は、「分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理の方針」）：
（別添 1 または別添 1－2 を添付）
- 5 その他（注）：（別添：適宜資料等を添付）

注：その他には、資格（ISO、JAS等）を持っていれば記入してください。

【別記 1 ア】（会員等認定申請書（継続）の様式）

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用
に供する木質バイオマスの証明に係る会員等認定申請書（継続）

令和 年 月 日

山形県森林組合連合会 殿

（申請者）

会員の所在地：

会員の名称：

代表者の氏名： ⑩

会員認定番号：

貴連合会の認定を得て、合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員等認定実施要領」の第 3 に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

【GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受ける場合】

今回の申請には、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

- 1 創業年、従業員数：
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量：（別添：適宜参考資料を添付）
- 3 過去 3 年間の合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る取扱実績量：
- 4 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況：（別添：配置図を添付）
- 5 分別管理及び書類管理の方針（GHG関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合は、「分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理の方針」）：（別添 1 または別添 1－2 を添付）
- 6 その他（注）

注：その他には、資格（ISO、JAS等）を持っていれば記入してください。

【別添 1】

分別管理及び書類管理方針書（例）

〇〇〇〇
令和 年 月 日作成

本方針書は、山形県森林組合連合会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（令和 7 年 4 月 1 日）」を踏まえ、林野庁が公表した木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン（以下「合法性ガイドライン」という。）に基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）及び間伐材チップの確認のためのガイドライン（以下「間伐材ガイドライン」という。）に基づき確認する間伐材、発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（以下「発電用ガイドライン」という。）に基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めるものである。

（適用範囲）

本方針書は、当〇〇〇〇において、原木及び当該原木を原料として製造する製材品及びチップ等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

- （1）分別管理を適切に行うため、〇〇〇〇（氏名又は役職名）を分別管理責任者として定める。
- （2）分別管理責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- （1）原木の入荷に当たっては、納品書等により、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- （2）原木の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが、互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- （3）チップ加工等に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが、互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように加工する。

(4) チップ等の出荷に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認のうえ、納品書に記載する。

(5) チップ等の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等が、互いに、かつそれ以外の木材を原料として製造したチップ等と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(書類管理)

(1) 分別管理責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材について、それぞれに係る原木消費量及びチップ等生産量の実績を取りまとめる。

(2) 合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう、管理簿を備え付け、適切に記載する。

(3) 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上

【別添 1－2】

分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理方針書（例）

〇〇〇〇

令和 年 月 日作成

本方針書は、山形県森林組合連合会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（令和7年4月1日）」を受け、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン（以下「合法性ガイドライン」という。）に基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）及び間伐材チップの確認のためのガイドライン（以下「間伐材ガイドライン」という。）に基づき確認する間伐材、発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（以下「発電用ガイドライン」という。）に基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めるものである。

（適用範囲）

本方針書は、当〇〇〇〇において、原木及び当該原木を原料として製造する製材品及びチップ等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理・GHG関連情報管理等責任者）

- （１）分別管理・GHG関連情報の管理等を適切に行うため、〇〇〇〇（氏名又は役職名）を分別管理・GHG関連情報等責任者として定める。
- （２）分別管理・GHG関連情報等責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、GHG関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- （１）原木の入荷に当たっては、納品書等により、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- （２）原木の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが、互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- （３）チップ加工等に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように加工する。

(4) チップ等の出荷に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。

(5) チップ等の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等が、互いに、かつそれ以外の木材を原料として製造したチップ等と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(GHG関連情報の管理等の実施)

(1) 原料等の入荷がある場合は、入荷時にGHG関連情報の有無を確認し、GHG関連情報がある場合は、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。

(2) GHG関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分、輸送のトラック最大積載量、輸送距離等）に応じた分別管理等により、入荷から出荷までGHG関連情報を適切に管理する。

(3) 出荷する木質バイオマスに係るGHG関連情報を整理し、納入ごとに書面（電子媒体も可）により伝達する（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。

(4) 入出荷及び在庫に係るGHG関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を5年間保存する。

(書類管理)

(1) 分別管理・GHG関連情報等責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材について、それぞれに係る原木消費量及びチップ等生産量の実績（GHG関連情報を伴うものの数量を含む。）を取りまとめる。

(2) 合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報（GHG関連情報を伴うものの情報を含む。）が把握できるよう、管理簿を備え付け適切に記載する。

(3) 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上

【別記2】（会員等認定書の様式）

会 員 認 定 書

令和 年 月 日

殿

山形県森林組合連合会

令和 年 月 日付けで申請のありました合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員等認定について、本連合会の「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に供する木質バイオマスの証明に係る会員等認定実施要領」の第6に基づき、下記のとおり認定します。

【GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受ける場合】

今回の申請には、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

会員認定番号 :

会員の名称 :

代表者の氏名 :

会員の所在地 :

認定の有効期間： 令和 年 月 日～令和 年 月 日

その他 :

（注）申請内容に変更があった場合は、届け出てください。

【別記 3－1】（合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明書の様式(例)）※素材生産販売事業者における証明書の
場合）

番 号
令和 年 月 日

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用
に供する木質バイオマスの証明書

〇〇〇〇〇 殿
(販売先)

〇〇〇〇〇〇 印
山森連認第〇〇号

【発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインに基づく証明を行う
認定会員でGHG関連情報を取扱う会員の認定番号は「山森連認第G〇〇号」とする。】
下記の物件は、以下の項目に該当し、適切に分別管理されていることを証明
します。

- 1 全て「木材・木製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」
に基づき証明された木材のみを原料としていること。
- 2 全て「間伐材チップの確認のためのガイドライン」に基づき確認された間
伐材であること。
- 3 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に
基づく間伐材等由来の木質バイオマスであること。
- 4 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に
基づく一般木質バイオマスであること。

記

- ア. 物件（森林）所在地
- イ. 樹種
- ウ. 数量
- エ. 証明書類
- オ. GHG関連情報（上述 3 又は 4 の場合）
 - （1）区分
 - （2）トラック最大積載量： ☐ 1 t 以上 ☐ 2 t 以上 ☐ 4 t 以上
☐ 10 t 以上 ☐ 20 t 以上
 - 輸送距離： ☐ 10km以下 ☐ 20km以下 ☐ 30km以下 ☐ 40km以下
☐ 50km以下 ☐ () km以下
- カ. その他必要事項

- 注1 上述の各ガイドラインに基づく1～4の項目に○で明記すること。
- 注2 本様式の証明書の作成に代えて、既存の納品書等に必要な情報を追加記載することで証明書とすることも可とします。
- 注3 上述の発電用ガイドラインに基づく3又は4の項目に○で明記した場合は、GHG関連情報の記載が必要です。
- 注4 区分には、素材生産事業者の場合は「林地残材等」「その他伐採木」、チップ等製造事業者の場合は「チップ加工」「ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）」「ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）」、製材工場の場合は「製材等残材」を記載すること。
- 注5 チップ製造事業者等で、複数の原料を使用している場合は、素材生産事業者等からのバイオマス証明を元に下の表を追加し、原料区分等を記載すること。

オ. GHG関連情報に追加

原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比	備考

- ※ 伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の関連書類の写しを添付。

森林経営計画対象森林から出材された木質バイオマスについては、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等に代わり、森林経営計画の認定に係る情報を記載するとともに認定書の写しを添付。

林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成24年6月）」2（1）①の除伐により生じた木質バイオマスにあつては、地方公共団体が独自に行う証明制度等に基づいた証明書（所有者名、住所、樹種、法規制がなく適切に伐採した場合はその旨等を記述）を添付。

国有林からの出材の場合は森林管理署等と素材生産販売事業者との売買契約書の写しを添付。

- ※ GHG関連情報（2）原料輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、□250km以下、□350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば、「〔 〕 0km」）が可能。

内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離（10km単位（切り上げ））と積荷状況の区分（「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」）を追加記載する。

その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。

GHG関連情報（1）原料区分のうち「その他伐採木」は、伐採齢20年以下の主伐の場合に使用することに留意。

【別記３－２】（合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明書の様式(例)※流通・加工段階における証明書の場合）

番 号
令和 年 月 日

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用 に供する木質バイオマスの証明書

〇〇〇〇〇 殿
(販売先)

〇〇〇〇〇〇 印
山森連認第〇〇号

【発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインに基づく証明を行う認定会員でGHG関連情報を取扱う会員の認定番号は「山森連認第G〇〇号」とする。】

下記の物件は、以下の項目に該当し、適切に分別管理されていることを証明します。

- 1 全て「木材・木製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき証明された木材のみを原料としていること。
- 2 全て「間伐材チップの確認のためのガイドライン」に基づき確認された間伐材であること。
- 3 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく間伐材等由来の木質バイオマスであること。
- 4 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく一般木質バイオマスであること。

記

ア. 物件（森林）所在地

イ. 樹種

ウ. 数量

エ. 証明書類

オ. GHG関連情報（上述３又は４の場合）

（１）区分

（２）トラック最大積載量： ☐ 1 t 以上 ☐ 2 t 以上 ☐ 4 t 以上
☐ 10 t 以上 ☐ 20 t 以上

輸送距離： ☐ 10km以下 ☐ 20km以下 ☐ 30km以下 ☐ 40km以下
☐ 50km以下 ☐ () km以下

カ. その他必要事項

- 注1 上述の各ガイドラインに基づく1～4の項目に○で明記すること。
- 注2 本様式の証明書の作成に代えて、既存の納品書等に必要な情報を追加記載することで証明書とすることも可とします。
- 注3 上述の発電用ガイドラインに基づく3又は4の項目に○で明記した場合は、GHG関連情報の記載が必要です。
- 注4 区分には素材販売の場合は「林地残材等」「その他伐採木」、チップ等製造事業者の場合は「チップ加工」「ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）」「ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）」、製材工場の場合は「製材等残材」を記載すること。
- 注5 チップ製造事業者等で、複数の原料を使用している場合は、素材生産事業者等からのバイオマス証明を元に下の表を追加し、原料区分等を記載すること。

オ. GHG関連情報に追加

原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比	備考

- ※ エについては、素材生産販売事業者から伝達された証明書類等の写しを本証明書に添付し、証明書類等の写しを保管する（第1種木材関連事業者に限る）。
- ※ GHG関連情報（2）原料輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、☐250km以下、☐350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば、「 0km」）が可能。
- 内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離（10km単位（切り上げ））と積荷状況の区分（「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」）を追加記載する。
- その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。
- GHG関連情報（1）原料区分のうち「その他伐採木」は、伐採齢20年以下の主伐の場合に使用することに留意。

【別記４】（合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る木材・木製品等の取扱実績報告書の様式）

令和 年 月 日

山形県森林組合連合会 殿

会員の所在地：
会員の名称：
代表者の氏名： 印
会員認定番号：

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する
木質バイオマスの証明に係る木材・木製品等の取扱実績報告書

「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員等認定実施要領」の第８の規定により、合法性ガイドラインに基づき証明された木材・木材製品、間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱実績を下記のとおり報告します。

記

1. 期 間	令和 年4月1日～令和 年3月31日
2. 木材の取扱量（総数）	原木（原料）入荷量 m ³ チップ等出荷量 m ³
3. 2. のうち、合法性ガイドラインに基づく合法木材であると証明されたもの	原木（原料）入荷量 m ³ チップ等出荷量 m ³
4. 2. のうち、間伐材ガイドラインに基づく間伐材であると確認されたもの	原木（原料）入荷量 m ³ チップ等出荷量 m ³
5. 2. のうち、発電用ガイドラインに基づく間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの	原木（原料）入荷量 m ³ チップ等出荷量 m ³ うち、GHG関連情報を伴うもの m ³
6. 2. のうち、発電用ガイドラインに基づく一般木質バイオマスであると証明されたもの	原木（原料）入荷量 m ³ チップ等出荷量 m ³ うち、GHG関連情報を伴うもの m ³

【別記 5】（認定取消通知書の様式）

会員認定取消通知書

令和 年 月 日

殿

山形県森林組合連合会

貴組合については、「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員等認定実施要領」の第 6 に基づき、令和 年 月 日付けで認定会員として認定しましたが、同実施要領第 10 の規定により、令和 年 月 日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

- 1 会員認定番号：
- 2 会員の名称：
- 3 代表者の氏名：
- 4 会員の所在地：
- 5 取消の理由：